

令和6年4月1日
校長 相賀 直

令和6年度 東京都立府中けやきの森学園 学校経営計画
－ 知的障害教育部門 [B部門] －

本校に通う児童・生徒たちが、生涯にわたり豊かな人生を送ることは、私たちの強い願いです。本校での教育をとおして、卒業後の人生を生きていくうえで、その土台となる様々な資質・能力を在学中に身に付けてほしいと願っています。これまで、本校では、児童・生徒のQOL（quality of life：「生活の質」）の向上に着目し、「自分らしく成長していくための学び」に向けた授業改善を図ってきました。この取組は今年度も引き継いでいきます。

今後、流動化し、先の読みにくい社会を生き抜いていくためには、自ら課題を発見・設定し、解決したり、周りと折り合いを付けていったりする力を付けていくことが必要となります。そのためには、根拠をもって自分で選択し、決定する経験を多く積むことが大切となります。それが、将来、自他ともに幸せにより良く生きることに繋がると考えています。

そこで、今年度はこれまでのQOL研究の成果を引き継ぎ、将来社会の中で生きていく児童・生徒の姿をイメージしながら、「ウェルビーイング」をキーワードに、校内研究を進め教育課程の改善を図り、授業改善につなげていきます。本校の教育の基盤である教育課程について、より良い教育内容の設定や組み合わせを、限られた授業時数の中でどう組み立てていくか、年間指導計画や単元計画にどう取り入れていくかといったカリキュラム・マネジメントを一つの大きな柱として進めていきます。

併せて児童・生徒が健康で安心・安全に学校生活をおくることができる環境を整えることをこれまで同様に、もう一つの柱として引き続き取り組んでいきます。

1 目指す学校

- | |
|--|
| <p>○児童・生徒のウェルビーイングを目指し、QOL（quality of life：「生活の質」）を向上させ、児童・生徒が生涯にわたって豊かな人生を送るための土台となる教育を展開する学校</p> <p>○児童・生徒が健康で安心・安全に生活することができる学校</p> |
|--|

(1) 学校の教育目標

児童・生徒を一人格として尊重しながら、障害の特性等に応じた専門的な教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる児童・生徒を育成する。そのために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養う。
- ② 自ら学び、自ら考え、主体的に行動しようとする意欲や態度を養う。
- ③ 学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立するために必要な知識、技能及び態度を養う。
- ④ 豊かな情操と道徳心を培い、多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養う。
- ⑤ 個性の確立に努めるとともに、進んで自立・社会参加する意欲や態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

【小学部】

- ① 基本的生活習慣の確立を目指し、家庭と共通理解を図りながら、日常生活の指導を推進する。

- ② 基本的な生活習慣の確立を図るため、アセスメントなどを通して児童の実態を把握し、教材教具を工夫し個に応じた指導を行う。また、系統性のある学習を推進する。
- ③ 健康な心身を育むため、各教科や日常生活の指導において、運動や健康教育の充実を図る。
- ④ 安全に生活する力を養うため、生活に即した体験的な学習の充実を図る。
- ⑤ コミュニケーション能力の育成を図るため、集団参加の場面や自己表現できる学習場面を設定し、学習を推進する。
- ⑥ 自己効力感の喚起、向上を図るため、障害に応じた自立活動の指導を推進する。
- ⑦ 障害の状態や発達段階の把握をするため、特別支援学校外部専門員（臨床心理士）などとの連携の充実を図る。
- ⑧ 学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台タブレット端末等ICT機器を授業で積極的に活用する。
- ⑨ 見識を広げるため、行事や副籍交流学习、自然体験や表現・鑑賞活動など、多様な学習を行う。
- ⑩ 社会性や協働して活動する力を育むため、交流活動や多様な集団での学習、道徳教育や特別活動などの充実を図る。
- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 一人一人の個性や能力に合わせ、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し目標や学習内容を個別に設定する。
- ⑬ 進路指導部や中学部と連携を図り、卒業後に必要な力を保護者と共有しながら、将来の生活を見据えて、個に応じた段階的なキャリア教育を推進する。

【中学部】

- ① 健康な心身を育むために、家庭と連携して基本的習慣の確立を図り、自立して生活するための基本的な技能を身に付け、QOLの向上に努める。
- ② 自分の心身の変化を受け止め、身辺自立や心身の調和的発達を促進するために、家庭や生活指導部とも連携して、健康や安全に対する知識や理解を深める。
- ③ 健康な心身を育むため、各教科や日常生活の指導において、運動や健康教育の充実を図る。
- ④ 思考力、判断力、表現力の育成やコミュニケーション能力の向上を図るために、主体的な学習意欲向上につながる個に応じた段階的な指導を行っていく。
- ⑤ 興味・関心の対象を広げたり、他者と関わる力を育てたりするために、多様な集団による学習活動や生活に即した体験的な学習を充実させる。
- ⑥ 生徒の障害特性や発達段階を的確に把握するために、多様な専門職種と積極的に連携・協力し指導方法の工夫を行う。
- ⑦ 達成感や自己肯定感を高めるために、生徒の発達段階や障害特性を把握し、生徒自身でやり遂げられるような指導を行う。
- ⑧ 学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台タブレット端末等ICT機器を有効に活用し、指導するとともに、利用ルールなどの指導の充実にも努める。
- ⑨ 社会の一員としての資質を養うために、日本や地域の伝統・文化に触れる学習や地域の自然体験活動、多様な表現や鑑賞の活動などの指導を充実する。
- ⑩ 地域とのつながりを大切にした交流活動や、集団の中で伝え合う学習を通じて、社会の一員であるという自覚を育み、自分や友達の良さを認め合い、協働して活動する意欲を養う。

- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 一人一人の個性や能力に合わせ、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、目標や学習内容を個別に設定する。
- ⑬ 自ら他者と関わり、必要な援助を適切に求める技術や意欲、態度を育むために、将来の自立を見据えたキャリア教育をする。

【高等部】

- ① 健康教育を推進し、健康管理や衛生管理についての知識を深め、主体的に生活する態度を培う。
- ② 社会生活において心身共に安定して過ごせるようにするため、学校行事や進路学習等とおして社会のルールを守る等の規範意識を育む。
- ③ 自己効力感をもって、どのように人生や社会をよいものにしていくか考える力を育て、自らQOLの向上の視点を生活の中に取り入れるよう指導していく。
- ④ 生涯にわたって遭遇する課題に向き合い、解決しようとする力を培うために対話的・協働的な学習を積極的に取り入れ、実践していく。
- ⑤ 個に応じた指導の充実を図るために、特別支援学校外部専門員と連携・協働を図り、生徒の実態把握や発達段階を踏まえた専門的かつ一貫した指導を行う。
- ⑥ 生徒自身が自立活動における学習の意味を理解し取り組むために、自立活動と関連付けた教科等の指導を計画的に実践していく。
- ⑦ 一人1台端末等ICT機器の活用を通じて、生徒一人一人の理解や学習の進度に応じた学びの充実に努める。
- ⑧ 実践的な安全教育や防災教育をとおして、自らの安全だけでなく、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する。
- ⑨ 自分の大切さとともに他者を思いやる人権感覚を醸成するために、人権教育を組織的・計画的に進める。
- ⑩ 外部の人的・物的資源を積極的に教育活動に取り入れ、体験的な活動をとおして社会参加する意欲を高める。
- ⑪ 学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努めるとともに、卒業後の生活への移行をスムーズにするための支援を丁寧に行う。
- ⑬ 生徒一人一人が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図る。

2 中期的目標とその達成に向けた方策

本校がこれまでに培った特別支援教育における専門性等に基づき、令和6年度末時点で次の目標を達成することができるよう学校経営を行います。

(1) 令和6年度末の到達目標：「中期経営目標（両教育部門共通）」

【学校評価アンケートにおける評価結果】

- ・学校の教育目標の達成 → 肯定的評価：75%以上
- ・ウェルビーイングを目指したQOL（生活の質）の高まり → 肯定的評価：75%以上
- ・安全で安心な学校の実現 → 肯定的評価：75%以上

(2) 「中期経営目標（両教育部門共通）」を達成するための方策

- ・経営目標の明確化と共有
- ・経営目標の達成に向けた研究活動の充実
- ・教育効果を高める環境整備の徹底
- ・健康と安全に係る教育（支援）の充実

3 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 経営目標の明確化と共有

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① ウェルビーイングを目指したQOL（生活の質）の向上に関する教育の充実

- ☞ 学校経営計画に学校の教育目標を達成するための基本方針を記載し、関係者間で共通理解を図ります。
- ☞ 東京型教育モデルに基づく「児童・生徒が自分らしく成長していくための学び」を充実させます。

東京型教育モデル

- 何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかが分かるように学習します。
- 一人一人に合った進め方で学習します。
 - ・意欲を引き出す「学び」
 - ・社会全体に支えられた「学び」
 - ・ICTを活用した「学び」

② 各学習のねらい、評価規準（3観点評価）を明確にした保護者への説明と課題の共有

- ☞ 年間指導計画に単元を一つのまとまりとした3観点評価規準を設定し指導に当たります。

③ 学校経営方針の周知徹底

- ☞ 広報活動（学校だより、ホームページ等）を充実させ、学校経営方針の周知を図ります。

(2) 経営目標の達成に向けた研究活動の充実

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① ウェルビーイングを目指したQOLの向上を図るためのカリキュラム・マネジメント研究の実施

- ☞ ウェルビーイングを目指したカリキュラム・マネジメントを進め教育課程の改善を図ります。

② 教育目標を達成するための授業改善の実施

- ☞ 質の高い授業提供に向け創意工夫を加えた研究授業、教材制作に取り組み、相互研さんします。

(3) 教育効果を高める環境整備の徹底

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」の徹底

☞ 定期的な安全点検に基づく「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」活動を推進します。

② 東京都教育ビジョン（第4次）等に基づくデジタル技術を活用した教育の推進

☞ ICT活用の急速な進展に対応した取組を障害の実態に応じて推進し、児童・生徒が高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。

③ 児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団づくり

☞ 本校の教職員行動指針（最終頁資料参照）に基づき、児童・生徒に対する人的環境整備に努めます。

(4) 健康と安全に係る教育（支援）の充実

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 健康教育の充実

☞ 障害の実態に応じて、「自らの健康課題を自らが把握し解決する力」を育てるために、具体的な健康課題（感染症予防、性教育、がん教育等）に関する取組を実施します。その際、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携します。

☞ 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく子どもの自殺対策に資するために「SOSの出し方に関する教育」を実施します。その際、保健所等の関係機関と連携します。

☞ 豊かで活力ある生活をデザインすることができる力を育成するために、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」：総合的な子供の基礎体力向上方策を参考にした体力向上に関する取組を実施します。

② 安全教育・安全管理の充実

☞ 「危険を予測し回避する能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。

☞ 学校保健安全法に基づき、児童・生徒の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検を実施し、問題がある場合には速やかに対処します。その際、東京都教育委員会と連携します。

(5) 本校の喫緊の課題解決

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価75%以上

① 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスの推進

☞ 安全衛生委員会を活用し、労働安全衛生法の遵守に努めます。

☞ 産業医と連携し、東京都教育委員会の示すガイドラインを遵守するための環境整備を図ります。

② 感染症の発生や感染拡大のリスクを低減させるための対策

☞ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、校内外の感染症対策の徹底を図ります。

☞ 保健所等の関係機関との協働による組織活動体制を活用し、機動性のある対応を徹底します。

③ 服務事故の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組

☞ 服務事故防止に向けた年3回の悉皆研修の徹底、定期的な事例を基にした注意喚起を図ります。

☞ 体罰、いじめ等防止のため、相談窓口の設置及びアンケートの実施による早期発見に努めます。

【資料】

令和6年度 東京都立府中けやきの森学園 教職員行動指針

—すべての児童・生徒のウェルビーイングを目指して—

1 児童・生徒を一人格として尊重します。

- (1) 「児童・生徒の人権」を学校教育の課題としてではなく、その基盤として考えます。
- (2) 法令に反する行為や人権を侵害する行為の早期発見と問題解決に取り組みます。

2 専門性の高い教育を追及します。

- (1) 4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底し、安全で衛生的な教育環境を整えます。
- (2) 外部専門家等との連携を図るとともに、絶えず創意工夫し質の高い授業づくりに努めます。

3 持続可能な社会の担い手である児童・生徒の自立・社会参加の実現に努めます。

- (1) 児童・生徒のロールモデルとなって、自立・社会参加に必要なことを学ぶように導きます。
- (2) 児童・生徒の自立・社会参加に必要な関係機関等との連携構築に努めます。

4 児童・生徒、保護者、地域社会等に信頼されるよう誠実に行動します。

- (1) 東京都教育委員会の定める服務に関するガイドラインに基づいて、自ら率先して行動します。
- (2) 地域社会の諸問題の解決に向け、防災活動、治安、交通安全対策活動等に協力します。